○外務省告示第三百六十八号

令和七年八月二十七日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　四億二千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　羽鳥隆在ウズベキスタン大使
ウズベキスタン側　コングラトバイ・シャリポフ高等教育・科学・イノベーション大臣

○外務省告示第三百六十九号

令和七年八月二十七日にタシケントで、ウズベキスタン共和国におけるアフガニスタン人を含む脆弱層の自立支援を通じたスルハンダリア州の経済活動促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　アフガニスタン人を含む脆弱層の自立支援を通じたスルハンダリア州の経済活動促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億九千六百万円
3　贈与の供与期限　令和八年八月三十一日
4　署名者
日　本　側　羽鳥隆在ウズベキスタン大使
国際連合開発計画側　藤井明子在ウズベキスタン事務所常駐代表

○外務省告示第三百七十号

令和七年八月十五日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億二千四百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使
タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　石川県金沢市普正寺町壱壱字一の五（国有林）
二　保安林として指定された目的　飛砂の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町芦生ヲクノ谷四の一三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字仙道五二六〇の八・五二六一の八・字竹五二六五の六・五二六五の七・五二六八の三・五二七一の五・五二八一の一七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村字下島七〇二の八・七一五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・七〇二の四から七〇二の七まで・七一六の一・七一六の二（以上六筆国有林）、利賀村岩渕字見田地七一の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）・七一の二・七二の二・七二の三（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字バンゴ一八七八の一・一八七九の一・一八七九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　送電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町上郷字朝間ケ嶽一一六の一、一一六の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）